

第204回 大阪市入札等監視委員会

審議 4 入札契約制度改正等について

- ・ 入札等監視委員会意見を踏まえた公正契約職務執行マニュアル及び災害時における契約事務ガイドラインの改正について

p. 3

審議4

入札等監視委員会意見を踏まえた公正契約職務執行マニュアル及び 災害時における契約事務ガイドラインの改正について

1 改正理由

入札等監視委員会意見「契約事務手続の適正化に向けて－「鯨死骸海上運搬処理業務委託」（大阪港湾局）の調査報告を受けて－」を受けて、他所属においても同様の事案を引き起こさないよう、公正契約職務執行マニュアル及び災害時における契約事務ガイドラインの改正を行う。

2 改正内容

- ①公正契約職務執行マニュアル（抜粋）（別紙1）
- ②災害時における契約事務ガイドライン（別紙2）

【主な改正点】

- ①P8 ○適用除外 2 私的な関係の範囲 【注釈】の最後に追加

「関係業者等に再就職した元同僚に金品等を渡すと、担当業務に直接かわらず、直接的に禁止事項にあたらない行為であっても、状況によっては、市民からの疑惑や不信を招くおそれが高まります。」

- ②P3・P16・P24 2 災害時における対応 (1) 災害時における入札契約方式の選定 《適用にあたっての留意点》に追加

指示書による発注において、契約相手方と価格に関して齟齬が生じないよう、可能な限り指示書に契約金額（概算）を記載することを追加（指示書においても同様の文言を追加）

3 実施時期

令和7年1月1日施行

取消線は削除
太字は改正



公正契約職務執行マニュアル

~~令和5年4月~~

令和7年1月

大 阪 市

○ 適用除外

1 職務として行う行為

このマニュアルで定める禁止事項は、職員が職務として行う場合は適用除外となります。

なお、職務に関連して行う行為や、職務に付随して行われる行為については、このマニュアルでは一律に適用除外とはなりませんので、注意してください。

【注釈】

- *職務として行う場合は、上司に報告し、了承を得なければなりません。（職務命令を受けておく必要があります。）
- *職務として行う行為の判断に迷う場合は、必ず上司に相談してください。それが出張命令や超勤命令として認められるのか、また職員証を掲示して行えるのか、といった点も判断にあたっての参考になるでしょう。
- *休暇をとって行うものは職務行為には含まれません。
- *大阪市職員倫理規則第3条第1項ただし書きでは、職務として行う行為に、「それに付随して行われる行為を含む」として、業務命令の内容そのものではなくても、業務と一体といえる行為を職務として行う行為に準じて取り扱っています。しかし、このマニュアルにおける関係業者等との対応ではこのような事案は想定し難いことから、一律に適用除外とせず、個別の事例ごとに例外事項として記載しています。

2 私的な関係の範囲

このマニュアルは、職員の私生活における人間関係に基づく行為を禁止事項と規定するものではありません。

しかし、私的な関係を利用した公務員犯罪の事例も散見されることから、職員は、個人的友人関係、親戚関係に基づく私生活面における行為についても、このマニュアルの趣旨である“市民の疑惑や不信を招くような行為は絶対にしない”ことを踏まえた上で対応する必要があります。

【注釈】

- *大阪市職員倫理規則第3条第3項は、職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、金銭の授受など同規則第3条第1項各号で規定されている禁止行為を一部（第9号）を除き認めています。
ただし、私的な関係を利用しただけの行為である場合は当然認められません。
- *「大阪市職員倫理規則（利害関係者との関係）の運用指針」によると、職員になる以前から交友関係がある場合や、職員となつてからの交友関係であっても当初は利害関係者でなかった場合には、私的な関係になるとして、親族、学生時代の友人・恩師、現職時代に世話になった元市職員等を例示しています。
例えば、職場の歓送迎会や退職慰労会などの場に、職場の元同僚として元市職員にも声をかけることは、私的な関係の範囲として差し支えないと考えます。
ただし、同窓生や同郷、元同僚というだけで、直ちに私的な関係に該当するとして問題がなくなるわけではないので注意してください。（関係業者等が、職員の大学時代の同級生である従業員を使って接待攻勢をかけるようなことは、いくら私的な関係があっても、倫理規則に抵触します。）
特に、関係業者に再就職した元市職員との関係については、いくら私的な関係と主張しても、市民からの疑惑や不信を招くおそれが高いことから、個人的な付き合いとして禁止行為に該当する行為をする場合は、細心の注意を払う必要があります。**関係業者等に再就職した元同僚に金品等を渡すと、担当業務に直接かわらず、直接的に禁止事項にあたらない行為であっても、状況によっては、市民からの疑惑や不信を招くおそれが高まります。**

取消線は削除
太字は改正

災害時における契約事務ガイドライン

令和47年41月

目 次

第1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	災害時における対応（工事）	
	（1）災害時における入札契約方式の選定・・・・・・・・	2
	（2）緊急特名随意契約する際の事務手続き	
	ア 各所属専決金額を超える契約の場合・・・・・・・・	5
	イ 各所属専決契約の場合・・・・・・・・	6
	（3）依頼票（契約請求）及び指示書の書式・・・・・・・・	6
	（4）契約請求・・・・・・・・	6
	（5）予定価格における見積徴収の活用・・・・・・・・	7
	（6）前払金の取扱い	
	ア 前払金の請求がある場合の手続き・・・・・・・・	7
	イ 特例措置による前払金の使途拡大・・・・・・・・	8
	（工事請負）様式1～6・・・・・・・・	9
第3	災害時における対応（物品調達）	
	（1）災害時における入札契約方式の選定・・・・・・・・	15
	（2）緊急特名随意契約する際の事務手続き	
	ア 各所属専決金額を超える契約の場合・・・・・・・・	17
	イ 各所属専決契約の場合・・・・・・・・	18
	（3）依頼票及び指示書の書式・・・・・・・・	18
	（4）契約請求・・・・・・・・	18
	（5）予定価格における見積徴収の活用・・・・・・・・	18
	（物品調達）様式1～4・・・・・・・・	19
第4	災害時における対応（業務委託（測量・建設コンサルタント等含む））	
	（1）災害時における入札契約方式の選定・・・・・・・・	23
	（2）緊急特名随意契約する際の事務手続き・・・・・・・・	25
	（3）予定価格における見積徴収の活用・・・・・・・・	25
	（4）前払金の取扱い	
	ア 前払金の請求がある場合の手続き・・・・・・・・	25
第5	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	26

1 はじめに

近年、本市において大阪北部地震や大型台風等による被害が多発しており、他都市においても台風や豪雨等で広い範囲で甚大な被害が発生している状況にある。近い将来、南海トラフにおける巨大地震が発生すると言われており、一層の災害に対する備えが重要となっている。

また、令和元年6月14日付け公布・施行により『公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）』が一部改正され、発注者の責務として『災害時の緊急対応の充実強化』が要請されており、同じく同年6月12日付け公布された『建設業法』においても災害時における建設業者団体の責務が追加され、建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務が求められている。

本市においては、これまで本市が被災した場合や他都市で大きな災害発生の都度、通知により災害時における契約事務の取扱いについて周知してきたが、品確法並びに建設業法の趣旨を踏まえたうえで災害時における災害復旧工事等の契約事務が円滑に行えるよう、『災害時における契約事務ガイドライン』を策定し、迅速かつ的確に対応できるように取扱いを定めるものとする。

なお、物品調達及び業務委託についても、工事請負と同様に本ガイドラインにおいて契約事務の取扱いを定める。

また、本ガイドラインについては、本市が被災した場合や他都市で発災した場合で本市の災害等支援対策室本部が設置され、災害関係の調達が生じた場合において、適用するものである。

◎公共工事の品質確保の促進に関する法律（概要）

◇災害時の緊急対応の充実強化◇

<基本理念> （第3条第7項）

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

<発注者の責務>

① 緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択

（第7条第1項第3号）

② 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における 発注者の連携（第7条第4項）

③ 災害時の見積り徴収の活用 （第7条第1項第2号）

2 災害時における対応（工事）

(1) 災害時における入札契約方式の選定

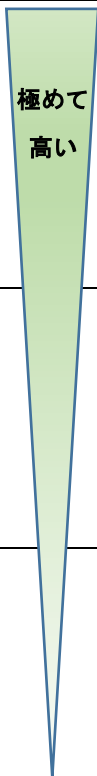
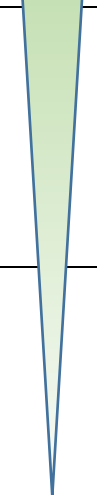
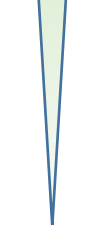
本市が発注する工事においては、競争性の向上と透明性、公正性の確保の観点から一般競争入札によることを原則としている。

しかしながら、災害発生後の復旧工事にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な事業者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められ、その際にも透明性、公正性の確保に努めることが必要となる。

よって、災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約、指名競争入札の適用を検討し、契約相手方の選定にあたっては、災害協定の締結状況、各所属作成の「緊急業者のリスト」又は契約実績のある業者等から選定することとする。

また、災害発生後の緊急対応にあたっては、概算数量により発注を行い現地状況等踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応が必要である。

【災害時の発注方式の考え方】

工事内容	適用時期(目安)	緊急度	入札契約方式	契約相手方の選定方法
応急復旧 ・ 本復旧	発災～1か月 ※発災後から一定の間に対応が必要。	 極めて高い ※入札・比較見積する時間的余裕がない場合	緊急特名随意契約 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用	次のような観点から最適な契約相手方を選定する。 ・ 災害協定の締結状況 ・ 各所属作成の「緊急業者のリスト」 ・ 被災箇所における維持修繕工事の契約実績 ・ 施工の確実性(本店・支店・営業所の所在地、業者の被災状況、近隣での施工状況、実績等) ※随意契約につき入札参加有資格者名簿の登録は問わない。
本復旧	1か月～2か月 ※災害復旧に関する工事で一定の期日までに復旧を完了させる必要がある。	 ※一般競争入札に付す時間的余裕がない場合	指名競争入札 比較見積	有資格者名簿の中から指名・見積相手方を選定。ただし、特定の者に偏らないように配慮する。 ・ 本店・支店・営業所の所在地 ・ 同種・類似工事の施工実績 ・ 手持ち工事の状況
本復旧	2か月～	 ※通常的方式によって迅速な対応が可能な場合	一般競争入札 総合評価	入札参加要件の設定にあたっては、工事の内容、地域の実情等踏まえて工事の経験及び地域要件などを適切に設定する。

※1 適用時期の期間については、最小の目安として示しているため『災害の規模』により被災状況等を勘案して災害状況等を勘案して適切に判断し運用することとする。

※2 緊急特名随意契約にあたっては、事務手続きの遅れにより事態が切迫したものについては緊急とみなさない。

《適用にあたっての留意点》

○緊急特名随意契約について

- 契約相手方の選定にあたっては、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定すること。
- 各所属において、契約相手方の選定候補者がいない場合は、契約管財局において参考業者リストを作成（平成 29 年 9 月 4 日 6 月 7 日 付け「災害時の工事請負契約における選定業者相談について（お知らせ）」通知）しているので、契約課工事契約グループへ相談すること。
- 対応が早いというだけで、特定の業者に単純に随意契約の適用を行わない。特定の業者ばかり随意契約を行えば、適正な価格によって行われるべき契約において、不適正な価格（高額）により契約が行われてしまうことが懸念されることに留意すること。
- 契約相手方が当初から特定されない場合にあつて、選定可能業者が複数者存在する場合には、複数者から下見積を徴取し選定するなど努めること。
- 契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、発注工事ごとに技術の特殊性、経済合理性、緊急性を客観的・総合的に判断する必要があることを留意すること。
- 指示書による工事発注においては、災害発生後の労務や資材・機材等の積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがあることから、契約相手方と価格に関して齟齬が生じないように、可能な限り指示書に契約金額（概算）を記載すること。

《参考》大阪市随意契約ガイドライン抜粋

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

★Check Point

- ・「緊急の必要」とは、災害等の客観的な事実により、競争入札による契約手続きをとることで、時期を失い、あるいは、契約の目的を達成することができなくなり、市民生活に支障をきたす、市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすおそれがある、又は経済的にも甚だしく不利益を被ることが明らかである場合のことをいう。
- ・単に、早急に事務手続きをとらなかったことにより契約すべき日時が切迫したため、競争入札を行う時間的余裕がなくなった場合などは該当しない。

○指名競争入札について

- 有資格者名簿の中から、確実な履行が期待できる者を指名することとするが、受注の状況等を勘案して特定の者に偏らないように配慮すること。
- 『工事請負入札指名基準』により指名を行うが、災害時又は緊急の必要による工事の指名等、特に必要があると認められるときは、この基準と異なる取扱いをすることができる。（**工事請負入札指名基準**第7条）
- 指名競争入札を行う場合においても、ダンピング受注により下請業者へのしわ寄せが発生するおそれ及び品質確保のための施工体制が確保されないおそれがあるため、ダンピング対策の取り組みに努めること。

○一般競争入札について

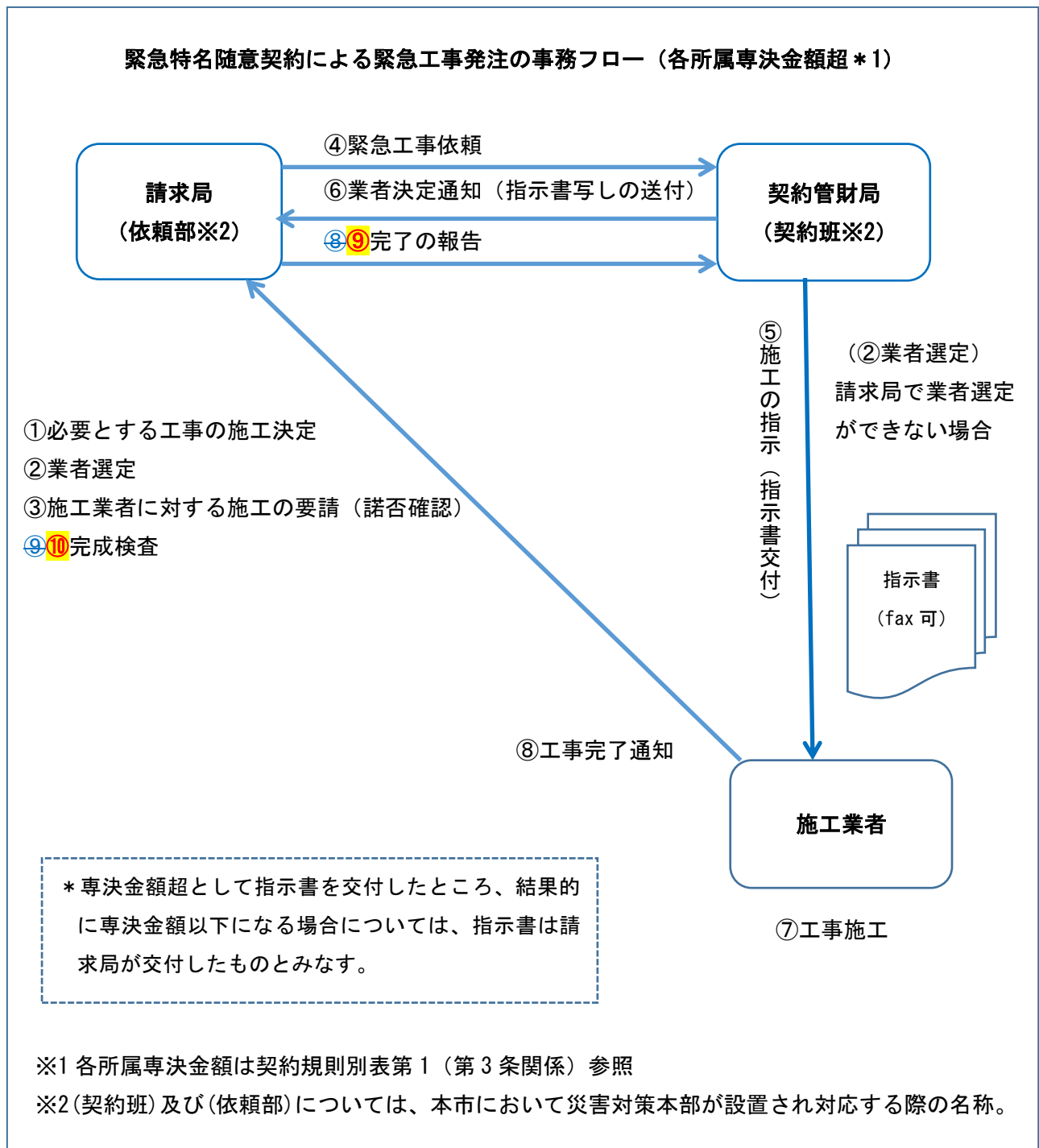
- 災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能と判断ができ、事業者の状況も踏まえ適正な競争が可能と判断できる場合には、競争性・公正性の確保の観点から、一般競争入札を採用すること。
- WTO対象工事については、一般競争入札を行う際、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に公告することとなっているが、急を要する場合は、その期日を 10 日に短縮することも認められているため、現地の状況を踏まえた適切な手続き期間の設定に努めることとすること。

（大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則 第5条）

(2) 緊急特名随意契約をする際の事務手続き

ア 各所属専決金額を超える契約の場合

※専決金額は契約規則別表第1（第3条関係）参照



（備考）

- ・ 水道局の事務手続きについては、上記の手続きを参考とし、指示書の交付は水道局において行うものとする。

イ 各所属専決契約の場合

- (2) アの事務フローの契約管財局に対する依頼等は不要であり、各所属において事務フローを参考に契約手続きを行う。
- 指示書の作成等事務手続きは、各所属専決金額を超える場合の手続きに準じて各所属において柔軟に対応すること。

(3)依頼票（契約請求）及び指示書の書式

- ・ 災害関係事業請負依頼票（請求局保管用） 様式 1 契約班 契④
- ・ 災害関係事業請負依頼票（契約管財局送付用） 様式 2 契約班 契⑤

- ※ 1 上記の様式については、本市において災害対策本部が設置され契約班が発注する場合の様式を準用する。
- ※ 2 依頼票は、緊急の必要により正規の契約請求を得られない場合に使用し、事後において契約請求を行うことにより事務が完結するものである。

- ・ 指示書（例） 様式 3
- ・ 承諾書（例） 様式 4

- ※ 1 指示書による工事発注においては、契約金額は見積金額を参考とし、あくまでも概算金額とするため、検査完了後の確定数量において本契約を行うこととする。
- ※ 2 本契約を行う際は、契約内容の確認のため、必要に応じて見積書等の書類を徴取することとする。
- ※ 3 承諾書については、2号文書「契約金額の記載のないもの」に該当するため、200円の収入印紙が必要。
- ※ 4 本契約及び履行完了するまでの間、受注者との協議内容等については、必ず書面で記録しておくこと。

(4)契約請求

- ① 緊急特名随意契約の場合にあつて、(2) アにより契約管財局長あて依頼した場合は、契約管財局において契約事務手続きを完了させる必要があるため、請求局（各所属）は契約管財局に対し、検査した日（完了した日）に契約相手方と契約締結の手続を調整したうえ概ね2週間以内に契約請求を行うこと。履行確認後は、迅速な支出事務を行うためにも契約確定の手続を速やかに行うよう努めること。ただし、工期が数か月に及ぶ場合や契約金額の積算ができるものについては、工事完了を待たず、速やかに契約手続きを行うこと。
- ② 当初概算金額から大幅な増額が見込まれる場合は、契約管財局と十分協議したうえ、別発注で契約を行うか検討をすること。

(5) 予定価格における見積徴収の活用

災害発生後は、一時的に災害復旧による急激な事業量の増加により、労務や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴取し、その妥当性を確認したうえで適切に予定価格を設定するよう努める。

(6) 前払金の取扱い

災害復旧工事を円滑に実施するためには、受注者が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前払金を適切に支払うことが重要となるため、(1)の緊急特名随意契約の場合であっても、受注者から前払金を請求する旨の申し出があった場合は、「見積書等」を提出させ妥当性を確認し、手続きを行うこととする。

災害時の前払金の対応については、国土交通省からも大規模な災害発生の度に積極的な活用の要請がされている。

<前払の対象契約及び率> (公共工事の前払金に関する規則抜粋)

- 土木建築に関する工事で請負金額が、1,000,000円以上のもの
(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)
⇒ 請負金額の4割
- 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で請負金額が、1,000,000円以上のもの
⇒ 請負金額の3割
- 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で請負金額が、1,000,000円以上のもの
⇒ 請負金額の3割

ア 前払金の請求がある場合の手続き

◆緊急特名随意契約適用の場合の前払金の支払いの条件 (工事請負契約書の取り交しが後日となる場合)

請負契約の取り交わしが後日になる場合であっても、概算の見積金額の一部を前金払することが可能であり、保証事業会社はそのために必要な保証を引き受けることが可能とされている。

【概算の見積金額の一部を前金払する条件】

- 契約金額(概算の見積金額)、前払金の額、工事名、請負契約日(協議成立日[承諾日])、工期(暫定期間)等を明記する。(必要最小限の確認項目。西日本建設業保証㈱にも確認済)
- 承諾書に契約金額に見合った収入印紙を貼付する。
- 指示書の備考欄に、〇〇〇〇(災害名)に伴う災害復旧に関する契約工事の概要を示したものであり、今後変更がありうる旨や、後日、工事請負契約書を用いて契約書を取り交わす旨を記載する。
- 設計内訳書については省略することができるものとする。工事概要については、打合せ記録簿等で書面において記載しておくこと。
- 概算見積での契約金額については、精算変更時点において記載金額を下回らないようにする。
(契約金額が減額した場合、前払金の支払い額が4割を超える可能性が生じるため注意する。)

- ① (3)の指示書によりを施工業者へ指示書を交付した際に、前払金の請求の申し出があった場合には、前払金の支払い条件に対応した指示書を再度交付する。その際、事前に「見積書等」を提出させ、金額の妥当性などを確認すること。

・前払金請求ありの場合の指示書 様式5

・前払金請求ありの場合の承諾書 様式6

※指示書記載の契約金額（概算）に応じた収入印紙の貼付が必要。

- ② 受注者が発注者に提出する前払金保証証書については、災害時に伴う郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業者から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しがファックス等で発注者に対して送付されることとなるため、その際は、受注者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前払金に係る支払い手続きを行うこととする。
- ③ 工期が数か月に及ぶ場合については、工事完了を待つことなく、速やかに工事請負契約書において契約締結し、積算上の条件等変更が生じる場合には、設計変更を行い契約変更の締結をする。
- ④ 事前の承諾書の提出時において、概算の請負金額に対する収入印紙を貼付するが、本契約を締結する際も契約金額に対する収入印紙を貼付すること。

イ 特例措置による前払金の使途拡大

国土交通省では、平成28年度より、公共工事の前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、時限的な特例措置として、公共工事の代価の前払金をなすことができる範囲を拡大しており、本市においても、平成28年度より、国と同様の取扱いを行うこととしている。

◎特例措置における前払金の使途拡大内容

現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用について、前払金の使途を拡大します。なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。

標準契約書に定める使途範囲		特例措置により追加される使途範囲
材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料	+	現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用

※工事請負契約書に『前払金の使用等の特例に関する特約条項』を付している。


 災

様式 契約班 契④

災害関係事業請負依頼票（請求局保管用）

請求第

号

依頼 日時	令和 年 月 日 時 分		依頼 担当者		係長	係員
請求局	局 部 担当・課 (Tel - Fax -)		連絡 責任者		連絡 方法	電話・Fax・ メール・その他
工事 名称						
請 負 期 限	令和 年 月 日 契約後 日		工 事 場 所	大阪市		
机 上 説 明	有・無	日 時 場 所	予 算 金 額 (概 算) 円			
現 場 説 明	有・無	日 時 場 所				
(摘 要) ※前払金の請求がある場合は、 前払金額など記入する。						
処理欄						
業者名 (担当者)	(担当者)				所 在 市 区	市 区
TEL	—					
FAX	—					
mail	@					
発注日時	令和 年 月 日 午前・午後 :				担当者	
見積金額(参考)	円				契約方法	
承諾決定日時	令和 年 月 日 午前・午後 :					
請求局へ連絡	令和 年 月 日 午前・午後 :				担当者	
工事完了報告	令和 年 月 日 午前・午後 :				担当者	
備 考						

(注) 本票は、緊急の必要性により、正規の契約請求を得られない場合に使用し、事後において契約請求を得て、事務が完結するものであること。



災害関係事業請負依頼票（契約管財局送付用）

様式 契約班 契⑤

請求第 号

依頼 日時	令和 年 月 日 時 分			依頼 担当者		係長	係員
請求局	局 部 担当・課 (Tel - Fax -)			連絡 責任者		連絡 方法	電話・Fax・ メール・その他
工事 名称	0						
請 負 期 限	令和 年 月 日 契約後 日			工 事 場 所	大阪市		
机 上 説 明	有・無	日 時 場 所	0 0	予 算 金 額 (概 算) 円			
現 場 説 明	有・無	日 時 場 所	0 0				
(摘 要) ※前払金の請求がある場合は、 前払金額記入する							
処理欄							
業者名 (担当者)	0 (担当者 0)				所 在	市	
	TEL	0	—	0			
	FAX		—	0			
	mail		@	0	市 区	区	
発注日時	令和 年 月 日 午前・午後 0 :				担当者	0	
見積金額(参考)					円 契約方法	0	
承諾決定日時	令和 年 月 日 午前・午後 0 :						
請求局へ連絡	令和 年 月 日 午前・午後 0 :				担当者	0	
工事完了報告	令和 年 月 日 午前・午後 0 :				担当者	0	
備考							

(注) 本票は、緊急の必要性により、正規の契約請求を得られない場合に使用し、事後において契約請求を得て、事務が完結するものであること。

指示書（例）

大契第 号
令和 年 月 日

請負者
住所・会社名・代表者

様

大阪市契約担当者
大阪市契約管財局長

印

緊急工事の実施について（実施指示書）

_____のため、緊急に次の工事を施工する必要がありますので、〇〇〇局の指示に従って施工して頂きますよう要請します。

なお、本件契約については、〇〇〇局より契約請求があり次第直ちに行うものいたします。

記

1 件 名 △△△△△△△△緊急工事

2 指示内容（工事概要） 別紙のとおり

3 契約金額（概算） 金 円

（うち消費税及び地方税の額 円）

※可能な限り指示書に契約金額（概算）を記載すること

以上

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ
担当者 ○○
電話 06-6484-〇〇〇〇 FAX06-6484-7990

200円

承諾書（例）

令和 年 月 日

大阪市契約管財局長 ○○ ○○

印

令和 年 月 日付け「緊急工事の実施について（実施指示書）」により指示されました
緊急工事の実施について異議なく承諾します。

※指示書に契約金額（概算）の表示がある場合は記載すること。

指示書【前払金請求あり】(例)

大契第 号
令和 年 月 日

請負者

住所・会社名・代表者

様

大阪市契約担当者

大阪市契約管財局長 ○○ ○○ 印

緊急工事の実施について（実施指示書）

_____のため、緊急に次の工事を
施工する必要がありますので、○○○局の指示に従って施工して頂きますよう要請します。

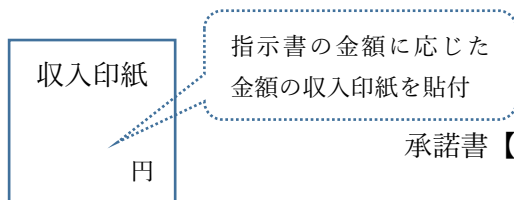
なお、本件契約については、○○○局より契約請求があり次第直ちに行うものいたします。

記

- 1 工 事 名 称 △△△△△△△△△緊急工事
- 2 工 事 場 所 ○○局 大阪市○○区○○1丁目2番3号
- 3 工 事 内 容 □□□□□□□□□□補修工事
- 4 契約金額（概算） 金 円
（うち消費税及び地方税の額 円）
- 5 前 払 金 額 金 円
- 6 履行期間（暫定） 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 7 そ の 他 前払金を請求する場合は、前払金保証証書を提出すること。
○○○○（災害名）に伴う災害復旧に関する契約工事の概要を示した
ものであり、今後変更がありうる。
後日、工事規模が確定し協議が整い次第、大阪市契約規則(昭和 39 年
規則第 18 号)第 32 条の規定に基づき、改めて工事請負契約書を用いて
契約書を取り交わすものとする。

【注意】
概算見積での契約金額について
は、精算変更時点において記載金
額を下回らないようにすること。

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ
担当者 ○○
電話 06-6484-○○○○ FAX06-6484-7990



様式 6

承諾書【前払金請求あり】(例)

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市契約管財局長 ○○ ○○

請負者 所在地
 会社名
 代表者

印

緊 急 工 事 承 諾 書

令和 年 月 日付け「緊急工事の実施について（実施指示書）」により指示されました
緊急工事の実施について異議なく承諾します。

記

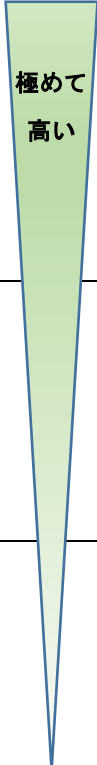
- 1 工 事 名 称 △△△△△△△△△緊急工事
- 2 契約金額（概算） 金 円

3 災害時における対応（物品調達）

(1) 災害時における入札契約方式の選定

物品調達においても、工事と同様に物品調達の緊急度を勘案し、随意契約、指名競争入札の適用を検討する。特に緊急特名随意契約を行う場合の契約相手方の選定にあたっては、本市が締結する「災害時における物資の供給等の協力に関する協定」などの防災協定（「[大阪市地域防災計画資料編](#)」参照）の協定先、各所属作成の「緊急業者のリスト」又は契約実績のある業者等から選定することとする。

【災害時の発注方式の考え方】

適用時期(目安)	緊急度	入札契約方式	契約相手方の選定方法
発災直後～一定期間 ※発災後から一定の間に対応が必要。緊急度と市場の物流状況等を勘案して適用を判断する。	 極めて高い ※入札・比較見積する時間的余裕がない場合	緊急特名随意契約 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用	次のような観点から最適な契約相手方を選定する。 ・ 災害協定の締結状況 ・ 各所属作成の「緊急業者のリスト」 ・ 履行の確実性(本店・支店・営業所の所在地、業者の被災状況、物品の在庫状況、実績等) ※随意契約につき入札参加有資格者名簿の登録は問わない。
市場調査し判断 ※搬入期限に応じて、柔軟に契約方式を選択すること。(指名競争入札の場合、発注から契約まで1週間程度)	※一般競争入札に付す時間的余裕がない場合	指名競争入札 比較見積	有資格者名簿の中から指名・見積相手方を選定。ただし、特定の者に偏らないように配慮する。 ・ 本支店・支店・営業所の所在地 ・ 同種・類似物品の納品実績 ・ 物品の在庫状況等
市場調査し判断	※通常の方式によって迅速な対応が可能な場合	一般競争入札	入札参加要件の設定にあたっては、地域の実情等踏まえて地域要件などを適切に設定する。

※適用時期については、物品の市場流通状況等を判断し適切に運用することとする。

《適用にあたっての留意点》

○緊急特名随意契約について

- 発災から一定の期間、緊急特名随意契約を適用可能とするが、災害時において、市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすことから（※）、緊急的に（ただし）対応するために必要な物品を調達する場合で、かつ、その緊急性から入札に付するために必要な数量や仕様が確定できず概数等で発注する必要がある場合に限るものとする。

※大阪市随意契約ガイドラインの要件を満たしていること

- 緊急の調達を要する場合であっても、市場調査を行い、比較見積ができないか可能な限り検討すること。
- 指示書による物品発注においては、災害発生後の物品価格が通常取引価格と乖離しているおそれがあることから、契約相手方と価格に関して齟齬が生じないよう、可能な限り指示書に契約金額（概算）を記載すること。

○比較見積・指名競争入札・一般競争入札について

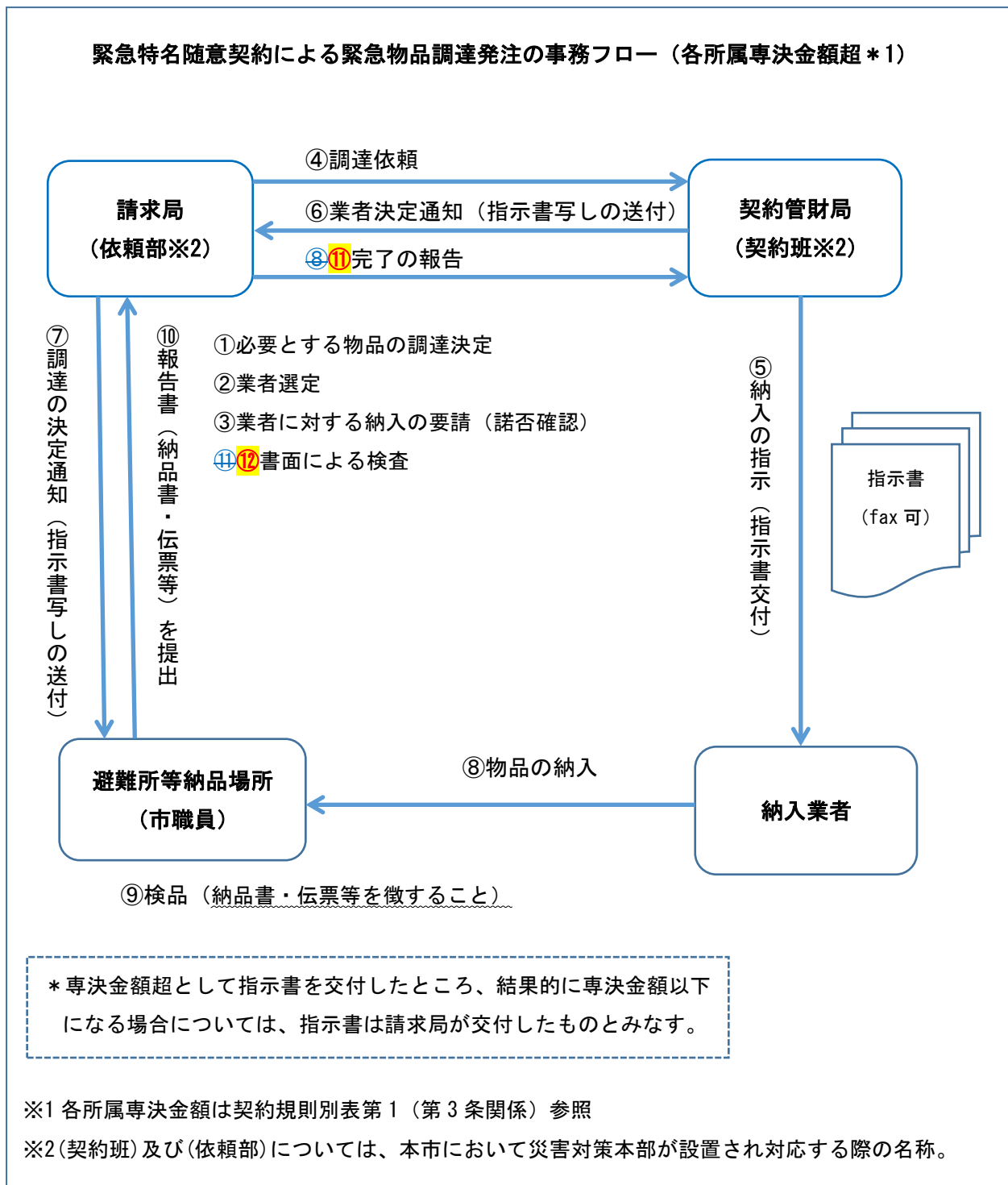
- 納入時期に応じて、柔軟に契約方法を選択すること。
指名競争入札の場合：発注から契約まで1週間程度とする。
- 比較見積・入札による場合は、仕様書の作成や積算（予定価格の設定）が必要。
- 比較見積・指名競争入札については、有資格者名簿の中から、確実な履行が期待できる者を指名することとするが、受注状況等を勘案して特定の者に偏らないように配慮すること。
- 指名競争入札については、『物品買入等指名基準』により指名を行うが、災害時又は緊急の必要による物品の買入の指名等、特に必要があると認められるときは、この基準と異なる取扱いをすることができる。（物品買入等指名基準第6条）
- WTO適用の物品調達については、一般競争入札を行う際、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公告することとなっているが、急を要する場合は、その期日を10日に短縮することも認められているため、物品の調達状況を踏まえた適切な手続き期間の設定に努めることとする。

（大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則 第5条）

(2) 緊急特名随意契約をする際の事務手続き

ア 各所属専決金額を超える契約の場合

※専決金額は契約規則別表第1（第3条関係）参照



(備考)

- ・ 水道局の事務手続きについては、上記の手続きを参考とし、指示書の交付は水道局において行うものとする。

イ 各所属専決契約の場合

- (2) アの事務フローの契約管財局に対する依頼等は不要であり、各所属において事務フローを参考に契約手続きを行う。
- 指示書の作成等事務手続きは、各所属専決金額を超える場合の手続きに準じて各所属において柔軟に対応すること。

(3)依頼票及び指示書の書式

- ・ 災害関係事業物品・買入・借入・請負依頼票（請求局保管用） 様式 1 契約班契⑥
- ・ 災害関係事業物品・買入・借入・請負依頼票（契約管財局送付用） 様式 2 契約班契⑦
- ・ 指示書（例） 様式 3
- ・ 承諾書（例） 様式 4

- ※ 1 指示書による物品調達においては、契約金額は見積金額を参考とし、あくまでも概算金額とするため、検査完了後の確定数量において本契約を行うこととする。
- ※ 2 本契約を行う際は、契約内容の確認のため、必要に応じて見積書等の書類を徴取することとする。
- ※ 3 本契約及び履行完了するまでの間、受注者との協議内容等については、必ず書面で記録しておくこと。

(4)契約請求

緊急特名随意契約の場合にあつて、(2) アにより契約管財局長あて依頼した場合は、契約管財局において契約事務手続きを完了させる必要があるため、請求局（各所属）は契約管財局に対し、検査した日（完了した日）に契約相手方と契約締結の手続を調整したうえ概ね2週間以内に契約請求を行うこと。履行確認後は、迅速な支出事務を行うためにも契約確定の手続を速やかに行うよう努めること。ただし、契約金額の積算ができるものについては、履行完了を待たず、速やかに契約手続きを行うこと。

(5)予定価格における見積徴取の活用

災害発生後は、一時的に災害による急激な需要の増加により、物品価格が通常取引価格平常時の価格と乖離が生じることがある。このため、実際の取引価格を確実に把握するため見積り等を徴取し、その妥当性を確認したうえで適切に予定価格を設定するよう努めること。


 災

災害関係物品・買入・借入・請負依頼票（請求局保管用）

請求第 号

依頼日時	令和 年 月 日 午前 : 午後 :	依頼担当者	担当係長		係員
依頼局	契約管財局契約部契約課	連絡責任者		連絡方法	電話・FAX
	TEL: 06 - 6484 - FAX: 06-6484-7990				持込
件名					
納入期限	令和 年 月 日 契約後 日	納入場所			
借入期間	令和 年 月 日 契約後 日	用途			
件名	品質・形状・寸法	数量	予定単価(円)	予定合価(円)	
小 計		円			
消費税及び地方消費税相当額		円			
合 計		円			
製品指定		有・無	机上・現場説明		有・無
処 理 欄					
業者名 (担当者)	(担当者) TEL: - FAX: -			所在地	市区
発注日時	令和 年 月 日 午前:午後 :				
見積金額(参考)	円	契約方法			
承諾決定日時	令和 年 月 日 午前:午後 :				
請求局へ連絡	令和 年 月 日 午前:午後 :	担当者			
納入完了報告	令和 年 月 日 午前:午後 :	担当者			
(備考)					

(注) 本票は、緊急の必要により、正規の契約請求を得られない場合に使用し、事後において契約請求を得て事務が完結するものであること。

災

災害関係物品・買入・借入・請負依頼票（契約管財局送付用）

請求第 号

受 付 日 時	令和 年 月 日 午前 : 午後 :	受 付 担当者	契約課担当係長	係員
請求局	局 部 課 担当	連 絡 責任者		連 絡 方 法
	TEL: — FAX: —			
件 名				
納入期限	令和 年 月 日 契 約 後 日	納 入 場 所		
借入期間	令和 年 月 日 契 約 後 日	用 途		
件 名	品質・形状・寸法	数 量	予定単価(円)	予定合価(円)
小 計		円		
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 相 当 額		円		
合 計		円		
製品指定		有・無	机上・現場説明	有・無
処 理 欄				
業者名 (担当者)	(担当者) TEL: — FAX: —		所 在 地 区	市 区
発注日時	令和 年 月 日 午前:午後 :			
見積金額(参考)	円	契約方法		
承諾決定日時	令和 年 月 日 午前:午後 :			
請求局へ連絡	令和 年 月 日 午前:午後 :	担当者		
納入完了報告	令和 年 月 日 午前:午後 :	担当者		
(備考)				

(注) 本票は、緊急の必要により、正規の契約請求を得られない場合に使用し、事後において契約請求を得て事務が完結するものであること。

指示書（例）

大契第 号
令和 年 月 日

様

大阪市契約担当者
大阪市契約管財局長

印

緊急契約の実施について（実施指示書）

_____のため、緊急に次の物品を調達する必要がありますので、〇〇〇局の指示に従って納品して頂きますようお願いします。

なお、本件契約については、〇〇〇局より契約請求があり次第直ちに行うものとしたします。

記

1 件 名

△△△△△△△△買入

2 指示内容（品目、数量、納品場所等）

別紙のとおり

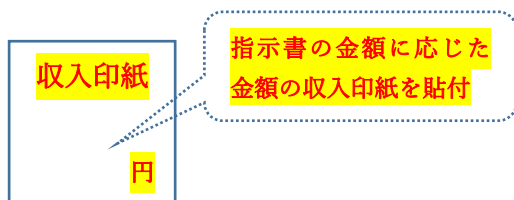
3	契約金額（概算）	金	円
---	----------	---	---

(うち消費税及び地方税の額 円)

※可能な限り指示書に契約金額（概算）を記載すること

以上

大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ
担当者 ○○
電話 06-6484-○○○○ FAX06-6484-7990



承諾書（例）

様式 4

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市契約管財局長 ○○ ○○

受注者 所在地
会社名
代表者

印

緊急契約承諾書

令和 年 月 日付け「緊急契約の実施について（実施指示書）」により指示されました
緊急契約の実施について異議なく承諾します。

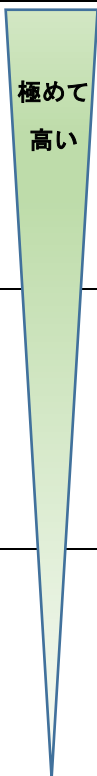
記	
1 件	名 △△△△△△△△買入
2 契約金額（概算）	金 円
※指示書に契約金額（概算）の表示がある場合は記載すること。	

4 災害時における対応（業務委託（測量・建設コンサルタント等含む））

(1) 災害時における入札契約方式の選定

業務委託においても、工事と同様に業務委託の緊急度を勘案し、随意契約、指名競争入札の適用を検討し、契約相手方の選定にあたっては、本市が締結する災害協定の締結状況、各所属作成の「緊急業者のリスト」又は契約実績のある業者等により選定することとする。

【災害時の発注方式の考え方】

適用時期（目安）	緊急度	入札契約方式	契約相手方の選定方法
発災～1か月 ※発災後から一定の間に対応が必要。	 極めて高い ※入札・比較見積する時間的余裕がない場合	緊急特名随意契約 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用	次のような観点から最適な契約相手方を選定する。 ・災害協定の締結状況 ・各所属作成の「緊急業者のリスト」 ・被災箇所における業務実績 ・履行の確実性（本店・支店・営業所の所在地、業者の被災状況、近隣での業務実績状況等） ※随意契約につき入札参加有資格者名簿の登録は問わない。
1か月～2か月 ※災害復旧に関する業務で、一定の期日までに復旧を完了させる必要がある。	※一般競争入札に付す時間的余裕がない場合	指名競争入札 比較見積	有資格者名簿の中から指名・見積相手方を選定。ただし、特定の者に偏らないように配慮する。 ・本店・支店・営業所の所在地 ・同種・類似業務の納品実績 ・手持ち業務の状況 ・緊急業務の実施状況
2か月～	※通常的方式によって迅速な対応が可能な場合	一般競争入札 プロポーザル方式	入札参加要件の設定にあたっては、業務の内容、地域の実情等踏まえて業務の経験及び地域要件などを適切に設定する。

※1 適用時期については、**目安として示しているため『災害の規模』により災害状況等を勘案して**適切に判断し運用することとする。

※2 発災直後の「災害状況調査業務」については、速やかな状況把握の履行実施が必要となり、発災直後の応急復旧工事等への影響もあることから随意契約を活用し、迅速な対応ができるように努める。

※3 業務委託については、**特名**随意契約・比較見積・指名競争入札・プロポーザル方式は各所属専決契約となるため、各所属において適切に契約方法並びに契約相手方の選定を行う必要がある。

（令和2年9月29日告示第1487「契約規則第3条第1項第87号に規定する別に定める契約」において定めた契約については、契約管財局で契約）

《適用にあたっての留意点》

○緊急特名随意契約について

- 契約相手方の選定にあたっては、早期かつ確実な履行の観点から最も適した者を選定すること。
- 対応が早いというだけで、特定の業者に単純に随意契約の適用を行わない。特定の業者ばかり随意契約を行えば、適正な価格によって行われるべき契約において、不適正な価格（高額）により契約が行われてしまうことが懸念されることに留意すること。
- 契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、発注業務ごとに技術性の特殊性、経済合理性、緊急性を客観的・総合的に判断する必要があることを留意すること。
- 指示書による業務委託発注においては、災害発生後の労務や資材・機材等の積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがあることから、契約相手方と価格に関して齟齬が生じないように、可能な限り指示書に契約金額（概算）を記載すること。

○比較見積・指名競争入札について

- 履行時期に応じて、柔軟に契約方法を選択すること。
指名競争入札の場合：発注から契約まで1週間程度とする。
- 比較見積・入札による場合は、仕様書の作成や積算（予定価格の設定）が必要。
- 有資格者名簿の中から、確実な履行が期待できる者を指名することとするが、受注の状況等を勘案して特定の者に偏らないように配慮すること。
- 各所属で定めた『指名基準』により指名を行う。（本市統一の業務委託指名基準はない。）

○一般競争入札・プロポーザル方式について

- 災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能と判断できる場合は、事業者の状況も踏まえ適正な競争が可能と判断できる場合には、競争性・公正性の確保の観点から、一般競争入札・プロポーザル方式を採用する。
- WTO対象業務については、一般競争入札を行う際、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公告することとなっているが、急を要する場合は、その期日を10日に短縮することも認められているため、現地の状況を踏まえた適切な手続き期間の設定に努めることとする。

（大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則 第5条）

(2) 緊急特名随意契約する際の事務手続き

- ① 随意契約については、各所属において業者選定並びに契約締結を行う。
- ② 指示書の作成等事務手続きについては、工事・物品調達の手続きに準じて各所属において柔軟に対応する。

(3) 予定価格における見積徴取の活用

災害発生後は、一時的に災害復旧による急激な事業量の増加により、労務や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴取し、その妥当性を確認したうえで適切に予定価格を設定するよう努める。

(4) 前払金の取扱い

業務委託契約のうち調査、設計、測量等の業務（公共工事の前払金に関する規則における対象業務）についても工事と同様に業務を円滑に実施するためには、受注者が履行に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前払金を適切に実施することが重要となるため、緊急特名随意契約の場合であっても、受注者から前払金を請求する旨の申し出があった場合は、「見積書等」を提出させ妥当性を確認し、手続きを行うこととする。

国土交通省から、調査、設計、測量等の業務についても工事と同様の取り扱いを行うよう要請されている。

ア 前払金の請求がある場合の手続き

前払金の請求がある場合の手続きについては、工事の事務手続きと同様とする。

前払金の請求の申し出があった場合には、「**緊急随意契約適用の場合の前払金の支払いの条件**」項目を記載した指示書を再度交付する。その際、事前に「見積書等」を提出させ、金額の妥当性など確認すること。

（参考：工事の取扱い）

◆緊急特名随意契約適用の場合の前払金の支払いの条件（工事請負契約書の取り交しが後日となる場合）

【概算の見積金額の一部を前金払する条件】

- 契約金額（概算の見積金額）、前払金の額、工事名、請負契約日（協議成立日）、工期（暫定期間）等を明記する。
（必要最小限の確認項目。西日本建設業保証(株)にも確認済）
- 承諾書に契約金額に見合った収入印紙を貼付する。
- 指示書の備考欄に、〇〇〇〇（災害名）に伴う災害復旧に関する契約工事の概要を示したものであり、今後変更がありうる旨や、後日、工事請負契約書を用いて契約書を取り交わす旨を記載する。
- 設計内訳書については省略することができるものとする。工事概要については、打合せ記録簿等で書面において記載しておくこと。
- 概算見積での契約金額については、精算変更時点において記載金額を下回らないようにする。（契約金額が減額した場合、前払金の支払い額が4割を超える可能性が生じるため注意する。）

本ガイドラインについては、災害が発生した際に迅速な対応が行えるように基本的な考え方や事務手続きを示したものである。災害規模により対応等も異なると考えるため、状況等を勘案し適切かつ柔軟な対応を行うこととする。

災害時の契約事務にあたり、判断に困る場合には事前に契約管財局と十分に調整を行い、契約方法等を決めることとする。